

令和7年度 石川県立穴水高等学校 生徒心得

石川県立穴水高等学校 生徒課（生徒指導）

I 日常生活の規律について

(1) 欠席・遅刻・早退

○欠席・遅刻・早退をしないよう努力すること。欠席・遅刻等の場合は、必ず保護者から学校へ連絡してもらうこと。（本人からの連絡の場合、担任より保護者へ連絡します。）
無断での欠席・遅刻・早退は絶対にしないこと。

○欠席・遅刻等の場合は、必ず8時15分までに学校へ連絡し、その理由を伝えること。

8時25分から朝学習・SH が始まる。連絡がなく 8 時 25 分を過ぎて登校した場合は、不注意による遅刻とする場合がある。また、不注意による遅刻は段階的な指導対象となるため注意すること。

- ・不注意による遅刻1回目→担任指導+保護者連絡
- ・不注意による遅刻2回目→担任・学年主任指導+保護者連絡(生活改善)
- ・不注意による遅刻3回目→生徒指導課注意

*不注意とは、注意が足りずうかつなこと。自分の心がけで防げるものをう。

(2) 服装規定・身だしなみ

○別紙の服装規定をしっかりと守ること。

○常に進学・就職試験（面接）で通用する身だしなみを心がけ、清潔であること。

○全体での身だしなみ指導は、学期の始めと考查期間中の計 8 回実施する。

○登校指導や普段の学校生活での個別指導も段階的指導に含まれるため注意すること。

- ・身だしなみ指導1回目→担任指導+保護者連絡
- ・身だしなみ指導2回目→担任・学年主任+保護者連絡(生活改善)
- ・身だしなみ指導3回目→生徒指導課注意

(3) スマートフォン等の使用について

○スマートフォンにフィルタリングを設定していない場合は持ち込みを禁止する。

○フィルタリング設定の誓約書の提出がない場合は持ち込むことができない。

○登校時、生徒玄関で電源を切り、担任の先生へ預けることになっている。保護者との連絡等で必要な場合は許可を得て使用することができる。（休業日も同様とする）。現在自分が使用していないスマートフォン等を担任へ預ける等の行為が見られる場合は、段階的な指導となるため注意。特に重大な問題があった場合は特別指導の対象となることもあるもで注意すること。

*登下校時におけるスマホを操作しながら、またはイヤホンをしながら登下校する様子が見受けられことがある。本校ではそのような行為は交通安全上認めていない。（令和6年 11 月から自転車運転中、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により、禁止され、罰則が強化された）また、放課後教室等でスマホを使用することも認めていない。（校舎内使用禁止）

(4) 授業に臨む態度

- しっかりと目標を持って授業に臨むこと。授業中は良識ある行動をとり、他の生徒の迷惑になる行為はしない。
- 授業に不必要的なもの(マンガ・雑誌・ゲーム機・トランプなど)は、学校(部室含む)に持ち込まない。

(5) 交友関係

- 望ましい友人関係を築けるよう、努力すること。特に男女交際については良識ある行動をとり他人から誤解をまねくことのないよう注意すること。

(6) 非行防止

- いじめ(ネットを含むSNS等)、喫煙・飲酒、万引き、18歳未満入店禁止店舗への出入り、深夜徘徊等の問題行動は絶対にしないこと。学校で厳しく指導します。

2 交通事故の防止等について

(1) 交通安全

- 交通ルールをしっかりと守り、事故に遭わないよう注意すること。特に、自転車の二人乗りや、傘さし運転、無灯火、スマホ操作やイヤホンをしながらの危険な行為はしない。
- 令和5年4月1日より、自転車通学する生徒は自転車保険への加入が義務化され、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化された。よって、自転車通学届にその内容を記載して提出すること。
- 自動車・バイクの免許無許可取得や運転は絶対にしないこと。学校でも厳しく指導します。

(2) 登下校時の送迎

- 登下校時に保護者に送迎してもらう場合は、駐輪場など、校地外で乗車(下車)すること。
特に登校時における登校坂を利用した送迎は禁止する。ただし、暗くなってから下校する場合に限り、生徒玄関付近までの送迎を認める。
- *登校時、バス停側から送迎する場合は、校地内で下車することを認めるが、その場合も登校坂を利用せず、バス停側の門から出入りすること。

3 その 他

- (1) 考査発表からは考査に集中して臨むよう環境づくりを心がけること。
- (2) 教室の机・ロッカー周り、部室、家庭での整理整頓に加え、身だしなみを整えること。
- (3) 令和7年度は学期の始業に合わせて3回、考査前に合わせて5回、計8回の身だしなみ指導を実施する。ただし、違反回数のカウントは普段の生活態度、登下校指導やホームルーム、授業時に全教職員で実施する。
- (4) 上記項目に対して違反を繰り返す場合は特別指導の対象となるので気をつけること。